

社会福祉法人清翠会

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人清翠会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、退任慰労金であって、その他の名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。また、非常勤の役員が退任した場合慰労金を支給することができる

- (1) 非常勤の役員 報酬、退任慰労金
- (2) 評議員 報酬

(報酬等の総額)

第4条 役員に対して、次の各号に定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。ただし、次の各号の報酬総額とは、役員としての報酬の総額であり、職員を兼務する者の職員としての報酬を含まない。

- (1) 全理事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
 - (2) 全監事の報酬総額は年間20万円以内とする。
- 2 評議員には定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の算定方法)

第5条 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。

2 評議員に対する報酬の額は別表別表2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 非常勤の理事及び監事が任期の満了、辞任又は死亡により退任した後、3か月以内に慰労金を支給する。慰労金の支給の額は別表1に定める額とする。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。なお、本人が死亡等で受理できない場合は遺族に支給する。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員及び評議員等が、法人業務の為、出張する場合は、次により、宿泊費、報酬及びその他を支給することができる。

種類	宿泊費(日額)	報酬(日額)	その他
金額	10,000円	3,000円	実費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 宿泊費を超えたところに宿泊した場合には、実費を支給することができる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張後支払うこととするが、必要により、事前に概算額を支払、出張終了後精算することができる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 28 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 17 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 27 日より施行する。

別表 1 非常勤の役員の報酬

(理事・監事の報酬)

区 分	日 額
理事会・評議員会への出席	3,000 円
監事監査・法人監査への出席	10,000 円
上記の他、法人施設業務の為の出勤	3,000 円
役員退任慰労金	50,000 円 (一時金)

別表 2 (評議員の報酬)

区 分	日 額
理事会・評議員会への出席	3,000 円
上記の他、法人施設業務の為の出勤	3,000 円